

令和2年11月10日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

- | | |
|--|-----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うちガストーチ1件） | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち自転車1件） | 1件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち手すり用固定金具1件、延長コード1件、靴1件、
電気冷蔵庫1件、換気扇1件、液晶ディスプレイモニター2件、
自転車3件、電動アシスト自転車2件、充電器（電動工具用）1件、
バッテリー（リチウムイオン、電気掃除機用）1件） | 14件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：加藤、鈴木、豊田

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000562	令和2年6月6日	令和2年11月5日	ガストーチ	ST-Y419B	新富士バーナー株式会社	重傷1名	当該製品を使用中、手に火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	宮城県	令和2年10月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年10月22日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000572	令和2年10月26日	令和2年11月6日	自転車	700 M Quick4 BBQ XL	キャンonderル・ジャパン株式会社 （輸入事業者）	重傷1名	当該製品で走行中、前ホークが破断し、転倒、負傷した。現在、原因を調査中。	大阪府	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000559	令和2年8月16日	令和2年11月5日	手すり用固定金具	重傷1名	階段を下りる際、手すりにつかまったところ、当該製品が破損したため、バランスを崩し転倒、足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年10月26日
A202000560	令和2年10月15日	令和2年11月5日	延長コード	火災	当該製品に複数の電気製品を接続して使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	和歌山県	令和2年10月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202000561	令和2年8月28日	令和2年11月5日	靴	重傷1名	当該製品を履いて段差を降りたところ、滑って転倒し、左足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	栃木県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年10月5日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意
A202000563	令和2年10月16日	令和2年11月5日	電気冷蔵庫	火災	建物1棟を全焼、1棟を類焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	群馬県	製造から25年以上経過した製品
A202000564	令和2年10月4日	令和2年11月5日	換気扇	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から40年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年10月26日
A202000565	令和2年10月1日	令和2年11月5日	液晶ディスプレイモニター	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	液晶ディスプレイモニターに関する事故（A202000566）と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年10月29日
A202000566	令和2年10月1日	令和2年11月5日	液晶ディスプレイモニター	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	液晶ディスプレイモニターに関する事故（A202000565）と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年10月29日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000567	令和2年6月24日	令和2年11月6日	自転車	重傷1名	当該製品で走り出そうとしたところ、転倒し、右手首を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	三重県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年10月22日
A202000568	令和2年8月17日	令和2年11月6日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行中、転倒し、左膝を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年10月22日
A202000569	令和2年6月23日	令和2年11月6日	自転車	重傷1名	当該製品を停止したところ、転倒し、右膝を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年10月23日
A202000570	平成23年9月9日	令和2年11月6日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、転倒し、頭部を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年10月27日
A202000571	平成29年10月4日	令和2年11月6日	自転車	死亡1名	使用者(70歳代)が当該製品から降りようとしたところ、バランスを崩し、転倒、頭部を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	佐賀県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年10月28日
A202000573	令和2年10月8日	令和2年11月6日	充電器(電動工具用)	火災	当該製品で他社製のバッテリーを充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年10月29日
A202000574	令和2年10月21日	令和2年11月6日	バッテリー(リチウムイオン、電気掃除機用)	火災 軽傷1名	当該製品を他社製の電気掃除機に装着して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

自転車（管理番号：A202000572）

